

法定化の歡びに

活氣横溢の總會

會長副會長は前通りに決したれど
茲に一紀元を劃して新生涯に入る

日本醫師會の設立茲に終る

▽日本醫師會設立

私設團體の舊套を脱して法定の日本醫師會を設立すべき意義ある會合は、二十三日より同廿五日までの三日間に亘つては行れた。第一日の二十三日は日本醫師會設立總會とし、午前九時三十分開會し、
劈頭北里柴三郎氏は、設立委員の一人として起つて開會の挨拶を述べた。

此處に日本醫師會を設立する事につきまして設立總會を開會いたします。これに先立ちまして豫め十名の設立委員が申合せいたしましたのであります。

御承知の通り今春の帝國議會に於きまして、この日本醫師會設立の件が通過いたしました。多年の宿望たる大日本醫師會が法定化されることになつたのでござぬます。

それでは是非本年中に日本醫師會を設立したいと思ひまして此處に總會を開く運びに至つた次第であります。就きましては其の経過報告は設立委員に代つて北島君にお願ひしたいと思ひます。とて壇を下り次に北島大日本醫師會理事長登壇、

只今北里博士のお話に依り経過を簡単に申し上げます。

本年三月十八日法律第一號を以て醫師法の改正が發布せられ、五月十八日には醫師會令の改正が發布せられて共に六月一日より實施せらるゝ事になつたのであります。吾々多年の希望たる全國の醫師會を統一した法定化の日本醫師會が實現したので、誠に喜ばしい次第であります。

この事に就きましては、大日本醫師會が前々回の定時總會に於いて、既にこの件を、議決しました關係に依り常に、盡力しつゝ、あつたのであります。省略いたしまして、改正醫

師會令の第三十二條に依りますれば、日本醫師會の設立委員會の召集、會議は五以上の道府縣醫師會會長設立委員となつて居りますが、種々の關係上十名といたしまして、北里東京、菅野京都、河野大阪、齋藤群馬、池上三重、西山秋田、飯森石川、熊田廣島、海田福岡、藤野熊本の十醫師會會長に設立委員となる事の承諾を求めたのでござぬます。元來この會合をもつと早くやる筈でござぬました。が今回の大震災のためにツイ延引したのであります。昨日これが會合を催し、設立の協議をいたしまして本日此の日程及び會期議案を決定したのであります。

日程に入る前にお断りせねばならぬ事は本日設立總會を行ひ亦大日本醫師會の第八回の定時總會を行ふと云ふ事は規則上より申すと多少問題でありませぬ。再び此種の會合を東京に催すと云ふ事は申々容易な事ではありませぬ。此の機會に於いて双方を行ふ次第でありまして、監督官廳たる内務省の了解を得て斯く決定したものであります。御了承願つておきます。

それにも一つのお断りは今回の震災に際して設立に關する各種の書類を焼失してしまつた事と、震災以後に於ける印刷能力の不完全なため印刷物のおくれた事と、その邊の御了解を願つて置きます。

とて壇を下れば北里博士更に登壇し

十名の委員より議事の整理者を出して議事を進行せしめしと踏るや「北里博士にお願ひしたし」と呼ぶものありて

結局北里博士を推し、將に議事に入らんとする刹那

廣島竹村秀三郎氏より

九月一日大震災に際し此の會設立のため御盡力せらるゝ幹部諸君が何れも御無事であつた事に對し起立して祝意を表し度いと思ひます。

之に賛し起立して祝意を表した。

先づ議員の點呼を行ひ出席者三分の二以上あればとて早速議事に入る。

第一號議案日本醫師會の設立に關する件は早速可決し、第二號議案たる日本醫師會々則案に移り、一章づゝ朗讀附議した。

第一章總則は異議なく可決、第二章會員は、二三の質問者ありたれどもこれ亦異議なく可決し、第三章會員に於いては、「第十五條一人にして二以上の道府縣醫師會に於いて會員に當選したる時は最終の

當選したる日より十日以内何れの當選に應ずべきか其の一を定め本會に届出づべし、前項の届出なき場合は會長抽籤して之を定む」の項目につき議論多少拂騰したけれども

第十五條は殆んど稀なる場合のみでこの條はなくともよい位である。東京に開業する人が横濱に分院を有して横濱市醫師會にも席を有するため兩方から選出された時東京から出るか、神奈川から出るかの問題でそれを届出ればよいので第一あつたらばそうすればよいのだが實際にはあるまいと思ふ。

と云ふ寺邑毅一氏の意見に賛成するもの多く可決

第四章役員

「第二十五條會長副會長ハ職員中ヨリ理事長及理事ハ職員若シテハ郡市區醫師會ノ會員中ヨリ定時總會に於いて出席議員の投票ヲ以テ選舉ス」の理事長及理事は議員若しくは郡市區醫師會の會員より云々

に對し議員に非ざる會員中より幹部を選舉する事は不當の策なりとて猛烈に反對するものありて其の可否を起立に問ひ結局原案可決

第五章評議員 可決

第六章會議 可決

第七章經營 可決

第八章財産及營造物 可決

第九章庶務會計 可決

第十章制裁 可決

附則 可決

にて多少の質問者あつたけれども、何れも可決に決した。

假役員選舉

次で假役員選舉に入り群馬齊藤壽雄氏より、會長選舉は投票にて行はれたしと發議し、満場之に賛して群馬齊藤壽雄氏、北海道關場不二彦氏の二名を選舉立合人に指名し更に全員の點呼を行ひて選舉に入つた。開票の結果は、出席者百二十九名にて投票數

また百二十九にて次の如く北里博士大多數を以て假會長に當選す。

- 一二六號 北里榮三郎
- 一票 金杉英五郎
- 一票 北島多一
- 一票 齋藤壽雄

北里博士假會長に就任の旨を挨拶し、副會長、理事長、理事の選出に關しては群馬の齋藤壽雄氏會長指名にされたしとて満場に諮り、異議なく會長指名の事に決して休憩す。時に十一時五十分。

記念撮影。

晝食。

午後一時再開。

北里假會長次の如く假副會長以下を指名す

- 假副會長 行徳健男君
- 同 山本治郎平君
- 假理事長 北島多一君
- 同 菅野弘一君
- 同 渡邊房吉君
- 同 松本需一郎君
- 同 八木逸郎君
- 同 寺邑毅一君
- 同 岡田久男君
- 同 田村光顯君
- 同 上野信四郎君
- 同 三輪信太郎君
- 同 鳥居邦康君

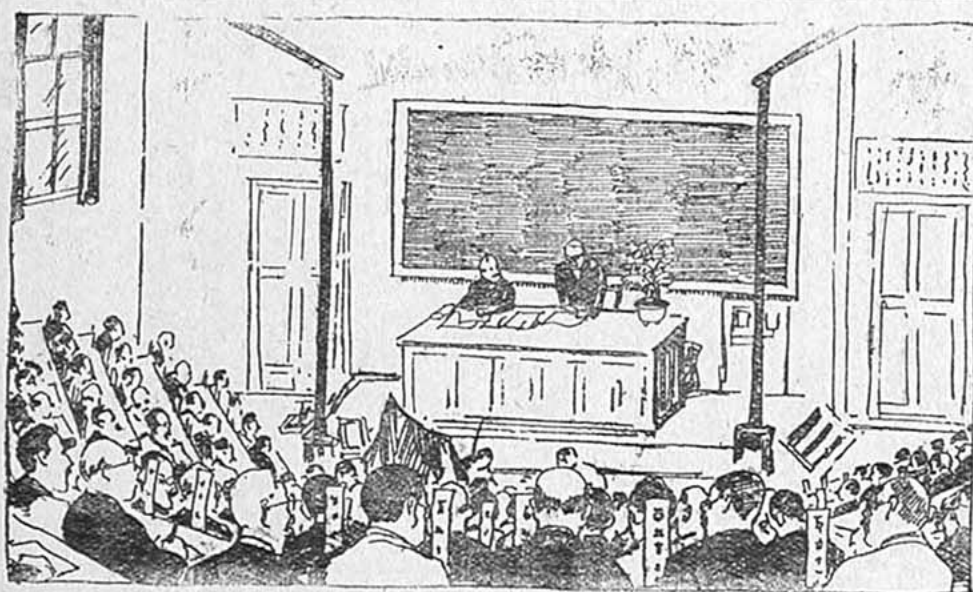
満場、大拍手を以て之に賛した。次いで北里假會長は

吾々が多年希望した日本醫師會の設立が具體化して來たのでありまして、今日の此の決議を上申しそして許可を得まして明後日の第一回總會に間に合せたいと思ひます、これで設立總會を閉ぢます。

と閉會の挨拶を述べて終る。

▽大日本醫師會總會

日本醫師會の設立總會の閉會と共に北里會長引續いて大日本醫師會の第八次定時總會を開く旨を宣告し、北島理事長の會務報告、十一年度決算報告前期總會委託事項報告等あつた、



大阪大學校會の日本醫師會會場全景

- 前總會委託事項は、
- 一、非醫者取締ニ關スル件
 - 二、醫師法改正ニ關スル調査ノル件
 - 三、健康保健法ノ對策ニ關スル件
 - 四、本邦救療事業ノ一般的調査ニ關スル件
 - 五、恩賜財團濟生會ノ内容改善ニ關スル件

- 六、醫業報酬規程ノ標準査定ニ關スル件
- 七、醫師共濟組合設置ニ關スル調査ノ件

の七項にして第一項は政府に建議し、其の他は今回の震災その他のため報告する迄に至らず、尙大日本醫師會は今回を以て終るけれども日本醫師會に引次ぎ引續き調査する旨を述べて議事に入る。

▽第一號議案

大阪府醫師會提出

大日本醫師會ニ救護規定調査委員會ヲ設置スル件

提出者大阪府醫師會宇多弘道君の説明あり、満場一致調査方法を役員に一任する事に可決。

▽第二號議案

山梨縣醫師會提出

藥品官營ニ關スル件

提出者として山梨醫師會飯島松治郎君は、

「現今市場に發賣せられつゝある藥品には頗る缺點が多い、價が不廉である、效力が疑はしい、延いては國民保健上甚だ面白くない、藥品の販賣を官營としたならばこれ等の缺點を少なくする事が出来る」と云ふのがこれを提出した理由であります」と説明すれば大阪の河野徹志君、

「本案は民業を奪ふの重大案なれば政府がやれば、よりよく出來ると云ふ具體的の御成案を伺ひたい」と提案者に質問し、提案者「それ程重大なもの考へず」と述べ、佐賀保利磯次郎君の藥品檢査法の嚴重施行説、大阪貞本義保君の主義賛成實行方法調査方幹部一任説、大阪宇多弘道君の否決説等出て、それに、否決説頗る有力なので提案者は更に、「煙草や公鹽の官營を引用し、藥品の官營は至難ではあるが現在の高價なる薬名曖昧なる藥品等と云ふ醫師の負擔なり不安なりを少からしめんとする意味でそれに近からしめんとするのであるから相當考慮せられたい」と補足説明する所あるや、却つて議論沸騰し、青森高橋庄之助君は官僚萬能主義だと笑ひ、「其の御熱心には敬服するが滿腔の反對をいたします」と述べ、大阪貞本義保氏は

製薬業を官營とする事は反對するが販賣は實行し易い、賣ると云ふ事が政府の仕事なれば何でもない、吾々が薬品に依る損害は國民一般の損害である、薬品製造の價格と吾々が買入れの時の價の相違を見るに新薬類の如きは製造費の五倍甚しきは十倍をも取る、それが、吾々の高價薬と稱えるもので延びて一般國民の負擔を増す譯である。これを官營として製造費に僅かをかけて政府が販賣したなれば如何に安價に醫師の薬局に入る事が出来るかは想像に難くない、この意味に於いて私は實行方法調査幹部一任を主張す、さて大阪河野徹志君は北島理事長のこれに對する意見を求むれば、

私に對しましては頗る迷惑な質問でありまして、官營は衛生上進歩とも見え或は退歩とも見えるが醫師會がこの事を議決してはあらぬといふ事もないと思ひます、只今幹部一任 がありましたからそれならば却つて此方からどういふ風にして幹部に一任するかを質問したいと思つて居た位です。

薬品の官營は容易の事ではない、政府が買つたとて決して安く買えるとも思ひません、薬品も良い物もあるが悪いものもあると云ふなれば薬品検定機關を積極的にやつて貰ふと云ふ事はよいが、政府の專賣と云ふ事は世界何れの國でもやつて居らぬので、どんなものか判りませんが至難な事ではあります。

と述べ尙論ありたれども多數反對にて否決せらる

▼第三號議案 愛媛縣醫師會提出
藥品營業並藥品取扱規則第二十六條及第二十七條ノ違背者ヲキヤウ特ニ罰スルニ對シ取締法ヲ制定セラル、力成ハ取締ナ一層嚴ニ勵行アリタキ旨其筋へ建議スルノ件

提案者の説明あり、尙局方品數種を引用し何れも局方が適合せざりし旨を述べ民間が造つたものを政府が試験するの制度となすか嚴重に取締規則を勵行さ

る様に建議したのですと述べ結局多數にて可決

▼第四號議案 岐阜縣外二府九縣醫師會提出
國定醫師試驗制度ヲ設置セラレムコトヲ内務當局ニ建議スルノ件

岐阜山田永俊君より本議案は關西醫師大會にて今春決定せるものなればとて簡單に説明し滿場一致異議なく可決。

▼第五號議案 靜岡縣醫師會提出
町村水道施設費國庫補助ニ關シ内務當局ニ建議スルノ件

本案は尙充分研究すべき事項でもあり亦當局も種々考慮せられて居る事であるから國庫補助の實現もある事だらうと思ひますから當局多端の折柄とて撤回いたします」と提案者から撤回せられた。

▼第六號議案 大阪府醫師會提出
都市及接續町村ニ於ケル尿尿處置ヲ完全ナラシムル法律ノ發布ヲ政府ニ建議スルノ件

提出者の説明に曰く、『現代に於いては尿尿處分に關する法律なく尿尿は自分自らが處理せねばならぬ様なつて居るためにその汲採りも不完全を免れず傳染病豫防、保健衛生上、俗人ですら忽にすべからざる問題である』と云つて居る折柄である、諸君この點に御注意下さつて御賛成を願ひたい』と二三『我縣に於いては完全に自治體に依つて行はれつゝあり』とて反對するものあつたけれど、本問題は頗る文明的の問題で斯う云ふ時機に於て此の問題を解決したい實行の有無は政府にあるが建議の趣旨として誠に結構だと云ふ長崎雨森一郎氏の説に賛成するもの多く可決。

▼第七號議案 山梨縣醫師會提出
傳染病豫防費ノ一部(傳染病豫防法第七條ノ入院又ハ隔離治療ヲ要スル貧民患者)ヲ國庫支辨トナスノ件

提案者側より『現今に於いては此等の費用は村費になつて居るが、これを國庫から出して貰ひたい、これが村費になつて居るために、傳染病の隱蔽が行はれ醫師の届出が遅延する、そして傳染病の蔓延を來すと云ふ様なわけで、つまり傳染病を出した家では村から厭がられ村自身も亦これを恥ぢて隠蔽する醫

師は届出を怠る、傳染病は蔓延して行くと云ふ様な状態であるからこの費用を國庫から支辨してこの弊を防ぎたいと云ふのが本案の趣旨です』と説明し廣島宇野助君は、『主意には賛成だが既にその一部は國庫支辨になつて居るものがあるしこの問題は國費多端の折柄實行難だから反對す』と述べ大阪河野徹志君は、『日本位傳染病の多い國はない要するにこれは經費が不足だからだ。只今經費多端と申されだが經費如何に多端なりと雖も人命より以上多端なるなし。』

とて極力主張し、その間議論頗る沸騰したが採決の結果この必要なしとて全く否決し去らる。

▼第八號議案 岐阜外二府九縣醫師會提出
醫藥類似者取締令ヲ制定セラレムコトヲ當局大臣ニ建議スルノ件

提出者より『本案は二十五日開會の日本醫師會の席に於いて建議案として提出の事なれば其際滿場一致賛成せられたし』と述べ栃木佐藤次郎氏、『同日は當局に出席を願つて質問したいと思ひますから當事者として取計らはれたし』

と希望し第九號議案に移る。

▼第九號議案 新潟縣醫師會提出
醫師業務上ノ犯罪ニ關シ處罰セラレタル際更ニ行政處方ヲ受ケルコトヲ廢セラレンコトヲ内務大臣ニ建議スルノ件

提出者より『醫師は業務上の犯罪に際し醫師會の處分を受け、司法處分を受け、更に行政處分迄も受けるのであるが行政處分を免れたいと云ふのが趣旨であります』と述べ栃木佐藤次郎君、『業務上犯罪ある時は重に重を加ふべし』とて本案の撤回を希望し撤回の意志なければ否決せられたしと反對し、廣島宇野助君は、『この業務上の犯罪に對する行政處分は我が醫師と辯護士ばかりでこれは吾々の業務を尊重せるもので純理論から云ふと誠に有難い法律だ』と六ヶ敷い事を述べて反對し結局否決せらる。

▼第十號議案 愛媛縣醫師會提出

一般公衆ノ関ニ應ズル診察治療所ノ設立者ハ其ノ所在地ノ都市
區醫師會々別並ニ規約ノ拘束ヲ受ケル機法規ノ制定ヲ其ノ筋二建
議スルノ件

提出者は、本案は六ヶ敷い問題ではない、近來非醫者
で治療所を聞くものがあり、或は株式組織等で門く
ものがあり、それ等は皆實費診療とか何とか、美名の
下に所謂羊頭をかゝけて狗肉を賣つて居るので、こ
の状態が益々進んだならば、同業者の脅威で社會政
策上甚だ面白くない問題だから、この案を出した次
第です」と説明し福岡藩口喜六君は「醫師でないもの
を醫師會が取締る事は出来ぬ」と述べ愛知櫻木龜次
郎君は「雇はれて居る醫師が制裁を受けるから間接
に受けて居る、これを取締るとなれば商法の規定で
も適用せねばならぬ」と反對し、茨城中崎俊秀君は這
次に於ける茨城日赤支部病院問題を出して賛成し
大阪宇多弘道君は幹部一任説を主張し、京都菅野弘
一君は「本案の意味が徹底せぬから誤解を受くるん
だが本案は頗る大問題で先般關西醫師大會も内務大
臣に建議し
て居る位で
大病院等云
ふのは金持
でなければ
出来ぬ、芝
居で云ふと
松竹とか何
しの猿の様につまりぬ目を見ねばならぬ。現に醫師
でない京都大學の總長が先年患者に訴へられた事が
あるので、本案は最も慎重に考慮を要するもので本
會が否決するなれば餘程よく考へられたい」とて宇
多君の幹部一任説に賛成し結局これに賛成するもの
多く幹部一任と決定、之れにて本日の會議を終り、
午後四時閉會。



士博耶三榮里北の長會

とか云ふ様
なもんで醫
師は歌右衛
門とか仁左
衛門、雁次
郎と云つた
様なもんで
ある。猿廻

▽第二日目(二十四日)
午前九時三十分開會、

▼第十一號議案 静岡縣醫師會提出
中等學校入學試験準備トシテ行ハル、小兒兒童豫習教育廢止方建
議ノ件

静岡の松岡友吉君説明して曰く「豫習教育は法規が
あつて行はれて居るのではないが、そして亦各當局
もこれが廢止方を通牒しつゝあるのであるけれども



長會副。氏一弘野菅。ら(右)。り振食畫の士名
氏一多島北長事理氏平耶治本山

入學試験がある以上止むを得ぬ現象でこれが第一の
要義は中等學校の増設だがこれは經費の關係上急に
も實現出来ないし、第二の方法は入學試験の廢止だ
がこれも學校が少なく志願者が多いので已むを得ず
第三はこの豫習廢止で第一第二を解決する迄一時の
間に合せとしてこの案を出した次第です」とて豫習
教育の兒童の身體精神に及ぶ悪影響につき述べる所
あり、問題が一般に注目されつゝある折柄とて議論
沸騰し多數を以て第二讀會を開く事となり、愛知櫻

木龜次郎君は入學試験を廢止されたしとて修正意見
を出し、宮崎濱田三保次君は

豫習教育は規定せられて居るものでなく、各校が任意にやつて居
るのであつて、假に之を禁止し得たとしても、兒童はそれがため
に恐らく家庭に於ける豫習とか不合理な不衛生な豫習を頼閣と懐
疑の間に續けるだらう、そうしたならばその弊害は何れが大であ
るかは自ら明かである。

とて反對を唱え、山形佐藤信行君は豫習教育に依る
弊害を認めぬとして反對し、佐賀金武良夫君は吾が縣
では廢止方を現に當局が實行して居る。而かも福岡
縣では以前一應これを禁じて見たが禁止する事が出
來ず只今では却つて禁止前よりも盛んであるとて實
行不能論を述べ、栃木佐藤次郎君は帝國學校衛生會
が既にこの事を決議して居るから本會はこれに向つ
て督勵するの程度にしては如何と論じ、奈良下河邊
三郎君は。

この件は各府縣とも非常に熾まされて居る問題で現に關西に於い
ては、この豫習教育の弊害は入學試験が國語、算術に重きを置くが
ためであるから全科目に向つて試験する事、小學校の成績を參考
とする事、性能試験に重きを置く事等が唱へられて居る際である
からこの案は可決し建議したならば忽ち實行出來得る。

と述べ富山野島茄三郎君幹部一任説を出して却つて
如何なる方法にて幹部に一任するやとて北里會長の
質問を受け、中等學校増設、入學試験廢止迄窮餘の
一策としてこれを研究調査され度しと述べ、幹部一
任と決定。

▼第十二號議案 愛媛縣醫師會提出
各地日本赤十字社所屬病院ハ總テ施療制度トナスコトヲ其ノ筋ハ
建議スルノ件

提出者は日本赤十字社條例第一條、同定款第八條、
同病院程第規二條に明かに施療すべき旨記載しある
を述べ、更に日赤の今日の狀態は上は皇室の御下賜
金を奉戴し下は何萬何十萬の社員より莫大の會費を
とり乍ら、顯官貴紳の歡心を買ふ事にのみ努めつゝ、
ある現状を詳述し、「施療で維持出來ねば元來府縣立

病院が日赤に移管したものが多いたから府縣稅の補助を受ければよい」と断じて復席するや、大阪宇多弘道君は御趣旨は御同感である本會も年々歳々努力しつつあるが、目的が達し得られないのであるから如何にすれば目的を達し得ると云ふ御成案でもあれば伺ひたいと提案者に質問し、方法はあるが秘密を要するから申されぬと突撥ね、大阪貞本義保君より『理事者諸君にお尋ねしますが年々この問題が出て居るから参考のためにその経過を伺ひたい』と要請し、寺邑理事之に對し、

願末は印刷に附し皆様の御覽を願つた筈でござぬます尙其の後當局其の他の方面と交渉しつゝありますが、應接の根本義が定つて居らぬからお前の處は絶對應接にせよとかいくらとれとかは云はれないと云ふ事であるが此上とも交渉する積りです。と述べ、富山野島茄三郎君幹部一任説を出し二讀會を省略して幹部一任に決す。

▼第十三號議案 理事會提出

大日本醫師會ノ解散ニ關スル件

(イ)日本醫師會ノ設立認可指令ニ接スルト同時ニ本會ハ解散ノ手續ヲ了シタルモノトナス事

但シ清算ノ目的範圍内ニ於テハ尙ホ存續シ其ノ事務ハ役員ニ一任スルコト

(ロ)前項清算ニ因ル本會ノ現財産ハ舉テ之ヲ日本醫師會ニ寄附シ其ノ一切ノ手續ハ役員ニ一任スルコト

北島理事長の説明あり全會一致可決。

此の時北里部長『内務省より呼びに來たから行つて参ります、それ迄休憩します』とて休憩を宣す、時に午前十一時。

休憩中幹部を除きて協議會を開く。

群馬の齋藤壽雄君。

數年間會長始め幹部諸君に種々御盡力に預り今回これが解散せられるに就き承れば會の殘金が餘程ありますしそれに十三年度分も幾分餘ると思ひますから三萬圓を日本醫師會に寄附する事を決議しましたがその殘金を以て幹部役員に對し紀念品を贈呈し度いと思ひます。金額は千五百圓としたい考へです。

とて之を滿場に諮り、全會一致可決、一切は齋藤氏

に一任のことに決定。午後零時十分再開。

劈頭群馬齋藤壽雄氏より會長以下幹部に紀念品贈呈の緊急動議を出して成立し、金額を千五百圓と決定した。

議事を後にし協案を先にして協議會に入る。

一、健康保險に關する件(理事會提出)

二、罹災地醫業復興に關する件(山梨縣醫師會提出)

三、大日本醫師會ノ決議ニ依リ細則ヲ設ケ罹災失業醫家ノ救濟方

法ヲ設ケル事(大阪府醫師會提出)

四、シヨロト先生來朝百年紀念會ニ關スル件(長崎縣醫師會提出)

二及三は一括して附議し五名の委員附託に決定、

五名の委員は、

長野鹽澤直市君、大阪貞本義保君、山梨高橋貞三君、奈良下河邊三郎君、青森高橋庄之助君

それより本會に移る、

▼第十四號議案 山口縣醫師會提出

國民ノ保健衛生上直接至大ノ關係ヲ有スル賣藥其ノ他ノ廣告取締方ノ制定ヲ促ス可ク其ノ筋ニ建議スル件 可決

▼第十五號議案 山梨縣醫師會提出

帝都及罹災地復興ニ關スル衛生設備ノ調査機關ヲ設ケルノ件

一、帝都復興院ノ參與、參事及評議員會ノ評議員ニ衛生局長及專門ノ衛生大家ヲ數名増加シ且ツ衛生保健ニ關スル獨立局ヲ設立

サレンコトヲ其筋ニ建議ノ件 富山縣醫師會提出

本案の議事を進行中、内務省より日本醫師會設立の

件認可書來り、北里會長解散を宣告した、

吾が大日本醫師會は諸君の御盡力に依りまして創立せられて八星霜、醫事衛生の事に充分貢獻して來ましたが、豫て希望通り法定醫師會として益々發達せしめたいと盡力いたしました結果、政府

も之を容れ、我々の決議しました日本醫師會々則ち内務大臣の許

さる、事となりたるは我々の満足する處であります。明日は新に

設立せられた日本醫師會の第一次總會を開會いたします。大日本

醫師會はこれ解散いたします。多年御盡力下さつた幹部諸君に

感謝いたします。

と挨拶し代議員中の最年長者齋藤壽雄君。

會員を代表しまして會長閣下並に幹部の皆様に御禮申し上げます。

此度日本醫師會が設立された事は吾々の深く同慶に堪えぬ次第で

深く會長閣下始め幹部諸君に感謝いたします。何卒今後も益々御

盡力下されん事を希望いたす次第でござぬます。

と述べ同君の發聲にて萬歳を三唱して散會した。時に午後二時。(以下次號)

▼代議員出席人名

| | | | |
|----|-----------|---|-----------|
| 東京 | 北里柴三郎 | 同 | 山田鐵藏 |
| 同 | 林 聰 | 同 | 金杉英五郎 |
| 同 | 笹川三男三 | 同 | 北島多一 |
| 同 | 山上兼輔 | 同 | 岡田久男 |
| 同 | 寺 邑毅一 | 同 | 岡村光顯 |
| 同 | 西山員光 | 同 | 高橋軍平 |
| 同 | 齊藤壽雄 | 同 | 佐々木 潔 |
| 同 | 黒澤武鏘 | 同 | 千 原 寬 |
| 同 | 大石房次郎 | 同 | 錦 織 芳 |
| 同 | 若林虎吾 | 同 | 藤本鐵太郎 |
| 同 | 白松六三郎 | 同 | 小林進吾 |
| 同 | 松岡友吉 | 同 | 矢 崎 茂 |
| 同 | 穴 戸 俊 治 | 同 | 賀 古 桃 次 |
| 同 | 櫻木龜太郎 | 同 | 長 野 蘇 太三郎 |
| 同 | 鹽澤直市 | 同 | 岩 附 修 一 郎 |
| 同 | 河野徹志 | 同 | 原 玄 一 郎 |
| 同 | 宇多弘道 | 同 | 貞 本 義 保 |
| 同 | 松本需一郎 | 同 | 津 田 正 信 |
| 同 | 溝口喜六 | 同 | 西 田 熊 吉 |
| 同 | 大村秀畝 | 同 | 村 尾 信 雄 |
| 同 | 菅野弘一 | 同 | 高 橋 豊 三 郎 |
| 同 | 中辻丹治 | 同 | 片 山 德 治 |
| 同 | 大住守廉 | 同 | 宮 崎 節 馬 |
| 同 | 渡 甚 三 郎 | 同 | 佐 藤 次 郎 |
| 同 | 浅野虎三郎 | 同 | 加 藤 慶 三 郎 |
| 同 | 小野田周齋 | 同 | 山 野 庄 助 |
| 同 | 熊 本 藤 野 亂 | 同 | 福 田 令 壽 |

同 中川龍田 山梨 高橋貞碩
同 飯崎松次郎 宮崎 濱田三保次
同 杉田直 奈良 下河邊三郎
同 上田友三郎 滋賀 村地研三
同 河方八十郎 山口 大村充
同 廣澤豊作 同 弘中讓三
同 波々伯部重政 同 水野桃太郎
同 横田菊三郎 同 森賢司
同 立澤鼎 三重 鈴木善策
同 久留春三 同 小屋光雄
同 高橋庄之助 同 山中藤一郎
同 高田敦二 同 宇野宇助
同 月岡陽一 同 竹村秀三郎
同 和歌山 同 吉山彦一
同 松岡承桂
同 石川 同 米村吉太郎
同 富永良
同 飯森益太郎
同 三田俊次郎
同 又重完吾
同 宮城源信
同 沖繩 同 村岡文之進
同 兵庫 同 山本治郎平
同 藤岡慶治郎 同 鶴飼敬二
同 田村子吉 同 大内通
同 姫野寛彌 同 樋口虎若
同 關場不二彦 同 福原資孝
同 西村安敬 同 林秀藏
同 角賢市 同 大森次郎
同 白井要 同 佐藤官吉
同 帆足恒雄 同 上野三六
同 西盛之進 同 大畑莊次部
同 鹿兒島 同 中崎俊秀



長會副 山本治郎平

長崎 雨森一郎
同 栗原大島太郎
同 藤岡慶治郎
同 田村子吉
同 姫野寛彌
同 關場不二彦
同 西村安敬
同 角賢市
同 白井要
同 帆足恒雄
同 西盛之進
同 鹿兒島
同 中崎俊秀

同 染谷濟 神奈川 渡邊房吉
同 千葉吾一 同 松本榮太郎
同 坂田快太郎 同 岡本錦吉郎
同 坪田旭一 同 堀川興策
同 山本晋 同 宮川文平
同 佐賀 金武良夫
同 久布白兼徳
同 保利磯次郎
同 宮城 小野寺廣亮
同 二宮以忠
同 添田武
同 富山 野島祐三郎
同 長谷川淳明
同 西村樂磨
同 岐阜 小坂慶二
同 山田永俊
同 多賀春榮
同 山形 佐藤信行
同 鳥海恭寛 同 福島 白石酉三
同 齋藤格 同 宗像光雄



副會長 氏男健行長會副

同 齋藤格 同 宗像光雄

日赤テント病院閉鎖

麻布高松宮邸跡に設置せられた米國寄贈の日本赤十字社テント病院は、長くも皇后陛下下の行啓を仰いだ外、各方面の名士これを參觀して、讃嘆の聲を放つて居つたが、何故にや、本社の方針、俄に閉鎖に決して、愈々來十二月十日を以て中止することとなり同院の職員も解散して仕舞ふといふことである。

救療機關に關する協議

臨時震災救療事務局では、曩に義捐金に依て、東京

市その他各關係機關をして臨時病院並に外來診療所を開設せしめたが、罹災開業醫も漸次舊地に復歸して診療に従事することゝなつたので、救療機關の今後の方針に就き去二十日午前十時より内相官邸に協議會を開き、園山(東京府)、吉田(市助役)、小栗(警視廳衛生部長)、宮島(濟生會)、北島(大日本醫師會)、野田(赤十字)諸氏の外、衛生局幹部諸氏出席の上、

- 一、資力ある患者より漸次入院料其他を徴收する方法如何。
- 二、現在の醫療機關を漸次平時の状態に復せしむるに適當なる方法如何。
- 三、現在病院の現状に鑑み入院患者の收容餘力あるの感あるが今後の増築要否如何。

の三問題に就き協議するところがあつた。

京大の學位授與

去十二日開催の京大醫學部教授會では、豫て學位論文提出中の左記四氏に對して之が授與を決定した。

- 京大醫學部講師 北村直躬
- 愛知醫大研究生 葛谷貞之
- 京大醫學部講師 草刈春逸
- 京大大學院學生 内田理一郎

「研醫會」の消息

「研醫會」には、會員約三百名中、今回の震災の厄に遭つたもの百三十名にて、其の内、物故者に齋藤進、木村基、堀井清等の諸氏があるので、會員の業務復興に就き、幹部の苦心一方ならざるものがあるが、取敢ず、廣瀬益三、伊藤尙賢、赤星廣太、柿島彌市の各常務員手分けして慰問することゝなり、着々災後の善後策を講究しつゝある、と。